

「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（案）」に
対する意見

| 該当箇所 | 意見 |
|------------------------|---|
| 2章 1. 放送が果たしてきた役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・民放事業者は放送の社会的役割に対する期待を念頭に、情報通信技術を活用しながら、信頼される情報の社会的基盤としての放送の役割を、今後も果たし続けていく考えです。 ・「第2章 1. 放送が果たしてきた役割」において、地域に根ざしたローカル局の重要性に言及すべきと考えます。例えば16ページにおいて、次のとおり下線部を加筆することを提案します。 「また、放送事業者が、各地域に張り巡らされた取材網を活かしつつ、長年にわたって培ってきた取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信は、放送の重要な価値である。<u>各地域における情報発信の主な担い手は、地域に根ざしたローカル局であり、ローカル局の役割や重要性は高く評価されるべきものである。ローカル局が構築しているこの取材網は...</u>（略）」 |
| 2章 3. 第2章小括 | <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット空間における放送への期待が高まっているとしても、国が放送コンテンツの流通に対する政策や関与を強めれば、放送メディアや放送コンテンツへの過度な規制につながりかねないとの懸念があります。今後の行政の議論においては、民放各社の自由な事業活動や「表現の自由」に対する十分な配慮を求めます。 ・「放送制度については、放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者がそのための中長期的な経営戦略を描くことができる環境を整備するため、経営の選択肢を拡大する観点から柔軟な見直しを行うべきである」との提言に賛成します。 |
| 3章 1. 「共同利用型モデル」の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・「共同利用型モデル」に関する民放連の考えは、6月10日開催の放送制度検討会のヒアリングで述べたとおりです。 ・「共同利用型モデル」の目的は、送信ネットワーク維持のためのコストをできる限り圧縮することです。ハード会社の設立はそのための一つの例示と捉えており、既存の共同保守体制など地域ごとの事情も踏まえて検討する必要があります。放送制度検討会で構成員から示されたハード会社の持続可能性と実現可能性に関する懸念も、たいへん重く受け止めております。 ・『共同利用型モデル』が具体的な選択肢となるよう、総務省も適切に関与しつつ、NHK及び民間放送事業者をはじめとした関係者間で具体的な検討・協議を進めていくべきである」との提言は適切であり、賛成します。 |

| | |
|---|---|
| <p>3章 2. 小規模中継局等のブロードバンド等による代替</p> | <p>・今般のIPユニキャスト方式によるBB代替の検討結果は、放送アプリケーション等の費用を捨象するなど民放が重視している経済合理性の検討が十分とはいえません。制度面や運用面のさまざまな課題も積み残されたままです。将来的な期待はあるとしても、2026年頃からのミニサテ更新への適用可能性については引き続き、検討・精査が必要と考えます。</p> |
| <p>4章 2. 課題</p> | <p>・民放事業者のインターネット配信の取り組みは、放送法で業務が規定されるNHKとは異なり、民放事業者がそれぞれの経営判断により行うものであるため、さまざまな事業展開や将来的な可能性を念頭に置く必要があります。民放事業者が自らの判断で基幹放送に準じた公共的な取り組みを行う場合があっても、それはあくまで自主自律の取り組みであり、法制度上の規律を伴うことは不適切です。</p> |
| <p>4章 3. 今後の方向性</p> | <p>・▽自らの意思により、放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等について、その取組を後押しする方向で検討、▽「誰もが目を通すメディア」(プラットフォーム)において公共的役割を担う放送コンテンツが、より視聴されるための取組を具体的に検討——との提言につきましては、今後の検討において内容が具体化された段階で、あらためて意見を述べることにします。</p> |
| <p>4章 3. 今後の方向性 5章 5. NHKにおけるインターネット活用業務の制度的位置付け</p> | <p>・NHKの「インターネットでの社会実証」(第一期)について、「インターネット空間におけるNHKの役割・意義についてインフォメーション・ヘルスの確保等の観点から一定の評価が確認できた」としてはいますが、独占的な受信料財源で運営されるNHKが、民間事業者が収支を勘案しながら競争しているインターネット分野で事業を行うことは、必然的に市場の競争を歪めるリスクをはらんでいます。</p> <p>・NHKのインターネット配信は「放送の補完」として実施されています。その在り方について、「本取りまとめ以降、具体的かつ包括的に検討を進めた上で、制度的措置についても併せて検討していくべきである」と提言していますが、仮に「放送の補完」との位置付けの見直しを含めて検討するのであれば、テレビ受信機に紐づいて契約義務を定めている現行の受信料制度との関係を整理し、視聴者・国民各層の十分な理解を得ることが欠かせません。</p> |
| <p>5章 1. マスメディア集中排除原則の見直し 2. 複数の放送対象地域における放送番組の同一化</p> | <p>・民放各社の要望等を踏まえ、経営の選択肢を増やす方向で制度整備を行うことに賛成します。</p> |